

令和3年長審第15号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月5日12時00分

熊本県大島北西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.0トン

登 録 長 8.39メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 50

### 3 事実の経過

Aは、昭和58年12月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配置し、同室前部中央にGPSプロッターを備え、主として一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和2年11月5日07時25分熊本県牛深漁港を発し、大島東岸沖合の漁場に向かった。

ところで、大島は、同島南西岸に所在する防波堤付近を除き、干出浜並びに陸岸から80メートルないし680メートル沖合まで拡張した多数の干出岩及び航行に危険な暗岩からなる險礁域に囲まれており、同險礁域北西部がマネキ瀬と呼称されていた。

また、Aの行う一本釣り漁業は、3つの疑似餌が付いた釣り針並びに釣り糸及び同釣り糸に30センチメートル間隔で取り付けたおもりにより構成した漁具を、大島周囲に所在する浅所付近で、釣り糸の長さを水深に合わせて海中に投入し、2ノットないし3ノットの速力で、GPSプロッターに表示させた等深線に沿って進行し、漁獲を得るものであった。

a受審人は、08時10分前示漁場に到着して操業を始め、その後、移動して漁場を変えながら操業を繰り返し、11時30分マネキ瀬付近の漁場に至り、操業を再開した。

a受審人は、操業していたところ、漁具が根掛かりして破損したことから同漁具の修理が必要となり、自船北方にマネキ瀬が、東方に大島北西岸付近の浅所がそれぞれ所在していることを承知していたものの、漂泊した場合、北東風により同瀬及び同浅所から離れる南西方に圧流されると予想し、その場で漂泊して破損した漁具の修理作業を行うこととし、11時50分牛深大島灯台から293度（真方位、以下

同じ。) 900メートルの地点で、船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、後部甲板で座った姿勢で同漁具の修理作業を始めた。

a 受審人は、折からの潮流により098度の方向に0.8ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で圧流されながら漁具の修理作業を続け、11時56分牛深大島灯台から295度780メートルの地点に達したとき、大島北西岸まで320メートルとなり、その後も同岸に向かって圧流される状況であったが、漁具の修理作業に気をとられ、GPSプロッターで大島北西岸への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、漁具の修理作業に没頭し、大島北西岸に向かって圧流されながら漂泊を続け、12時00分牛深大島灯台から298度680メートルの地点において、Aは、船首が000度を向いた状態で、同岸付近の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、漂泊開始、乗揚両地点付近には東方に向かう弱い潮流があり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を生じて機関室に浸水し、推進器翼に曲損を生じ、クレーン台船により牛深漁港に陸揚げされたが、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大島北西方沖合において、漂泊中、船位の確認が不十分で、同島北西岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、大島北西方沖合において、操業中に破損した漁具の修理作業を行うために漂泊する場合、同島北西岸付近に浅所が所在すること

を承知していたから、潮流により大島北西岸に向かって圧流され、同岸付近の浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで大島北西岸への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具の修理作業に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、折からの潮流により同岸に向かって圧流されている状況に気付かず、大島北西岸付近の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。これは、a受審人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月2日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎